

第7回白馬村景観計画策定委員会 議事録

1. 開催日時等

令和3年10月28日(木) 14:30~16:10 白馬商工会 2階 会議室

2. 出席者

	氏名	役職	所属団体等	委嘱事由	出欠
1	横川 恒夫	委員	白馬村議会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
2	丸山勇太郎	委員	白馬村議会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
3	伊藤 房光	副委員長	白馬村文化財審議委員会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
4	柏原 敏明	委員	まちづくり白馬友の会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
5	武田 克明	委員長	白馬村農業委員会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
6	池田 昌彦	委員	(社)長野県建築士会大北支部	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
7	横田 一彦	委員	白馬村建築業組合	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
8	宮尾 英明	委員	白馬村建設業組合	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
9	橋本 旅人	委員	白馬村不動産業協議会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
10	倉田 保緒	委員	白馬村索道事業者協議会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
11	尾上 宏	委員	白馬五竜観光協会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
12	丸山 徹也	委員	八方尾根観光協会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
13	切久保公正	委員	岩岳観光協会	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
14	須賀 丈	委員	長野県環境保全研究所	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
15	宮崎 哲也	委員	大町建設事務所 整備・建築課	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出
16	柳澤 英俊	委員	北アルプス地域振興局 総務管理・環境課	白馬村景観計画策定委員会設置要綱第3条	出

<事務局>

矢口 俊樹	白馬村 建設課	課長
降旗 大輔	白馬村 建設課	土地利用・建築係長
堀米 拓実	白馬村 建設課	主査

3. 次第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 協議事項
 - (1) 景観形成基準案について
 - ① 前回検討の修正事項
 - ①-1) 行為の基準について
 - ①-2) 行為の規模（高さ）について
 - ①-3) 道路軸（県道白馬岳線 塩の道～八方交差点間）の取扱について
 - ② 色彩に関する計画書表現について
 - (2) 壁面の位置について（再掲）
4. その他
5. 閉会

4. 配付資料（事前配布）

次第

資料1 景観形成基準案

資料2 色彩表示

資料 壁面の定義

5. 協議事項

1. 開会 矢口課長
2. 委員長あいさつ
3. 協議事項
 - (1) 景観形成基準案について
 - ① 前回検討の修正事項
 - ①-1) 行為の基準について
 - ①-2) 行為の規模（高さ）について

事務局 資料1 景観形成基準案、区域図をもとに、前回検討の修正事項について説明。

武田委員長 意見をいただきたい。

丸山(勇)委員 眺望道路の考え方であるが、この区域図で確定なのか。これまでもオリンピック道路は良いが、歩道のある白馬岳線、ジャンプ台線、和田野線については除外したいと意見を述べている。

武田委員長 次の協議事項でお願いしたい。

丸山(勇)委員 今回の案は、眺望点を意識したものと捉えている。特に眺望点として扱いたいところは、白馬駅からの真正面の風景である。その区域での行為は特別協議対象とするルールを入れるとか、眺望点を大事に考える言葉を入れたらどうか。

事務局 運用を始めると、皆さんと審議しながら考えなければならない案件が出てくると思われる。それらを協議する場として、景観審議会という新たな法定審議会を立ち上げ、大規模な案件や景観に影響のある案件について、どう定義づけて協議の場にのせるのかを考えていかなければならない。眺望点については県の

条例では一定規模以上の行為についてパースなどでの説明などが義務付けられている。その区域での行為について景観審議会での協議とするかについては、今後検討していただきたい。

武田委員長
事務局 眺望点とは県であげられている眺望点ということか。
策定委員会でも提示させていただいている10箇所指定受けている。あと申請中の1箇所がある。その眺望点から見える大規模な行為について説明が求められている。区域図に赤の半円で記している箇所、県ホームページで公表されているので確認していただきたい。

橋本委員
事務局 北アルプスの眺望を阻害しない、というのは眺望点からという意味なのか。
両方の意味がある。指定されている眺望点から北アルプスが見える場所は3箇所程度である。平場での行為の際、西側の山岳景観を阻害しないように計画しましょうというマクロな意味で捉えている。

橋本委員
事務局 細かい話になるが、業者側として、眺望が悪くなるからそこに建てるのをやめて欲しい、と言われることがあるかもしれないが。
がちがちに規制するものではなく、皆でこれを守りながら白馬の景観を育てていきましょうという考え。自身の家の西側に建てさせないとか、景観計画の性格上そういうものではない。

丸山(徹)委員
事務局 現に事例としてあることについて、盛り込んでいただきたい。八方に、LEDの大型モニターを設置した施設にびっくりした。動画を流すこのような施設について、カバーできる事項を盛り込んでいただきたい。

丸山(徹)委員
事務局 屋外広告物であり、別の法律の扱いとなる。景観行政団体になると、独自の屋外広告物条例をつくる市町村が多い。建物の壁に動光のディスプレイの設置の場合は、壁面の規制の対象となる。しかし、内側に設置されると規制の対象にならないなど全てを規制することはできない。しかし、景観や住民協定などを組み合わせるなど広い対応を進めていきたい。

丸山(徹)委員
事務局 これから想定されないものが出てくる可能性がある。先を見据えてつくっていただきたい。

丸山(徹)委員
事務局 補足するが、村で看板設置する場合は届出の必要があるが、周知徹底できずに設置されてしまったケースがある。現在、ネオンのような動光看板は禁止されているが、八方で問題になっているデジタルサイネージへの規制はされていない。しかし、すべてを否定する考え方でもなく、これからの時代のひとつの手段と考える。別の機会に、屋外広告物の規制に関するご意見もいただきたい。

池田委員
事務局 丸山(徹)委員と同じような意見だが、建物を直接アート、ペイントということ、工作物ではないという考えについて一文添えていただきたい。

丸山(徹)委員
事務局 屋外広告物になるのか単なる壁の塗り替えになるのか分かれてくる。ただのイラストだけなら壁面の規制となり、けばけばしいものは使えないような基準を設けている。屋外広告物の扱いになれば面積などの制約からコントロールができる。景観計画に表現できる範囲でなるべく盛り込むよう検討する。

丸山(徹)委員
事務局 文章ではなく写真など付属の資料として具体的に示して指導するなどしていただきたい。出来てしまった後に知らなかったとなってしまうのでお願いしたい。

①-3) 道路軸(県道白馬岳線 塩の道~八方交差点間)の取扱について

事務局 区域図をもとに、道路軸（県道白馬岳線 塩の道～八方交差点間）の取扱について説明。

武田委員長 意見をいただきたい。

横田委員 国土交通省 国土長期展望の資料(抜粋)を配付。
2050年における国土の気温の上昇、降水量の増加、積雪量減少の予測データについて説明。万年雪を被った現在の北アルプスの状況が30年後には失われる可能性がある。冬の降雪によって収入を得てきた村であるが、雪が降らなくなった北アルプスを眺望の主役として捉えていても良いのか、という考え方もあるのでは。優良な建物が建っていく分には問題が無いのではないかと。このようなデータを参考に、景観やまちづくりを考えていくべきである。

武田委員長 県道白馬岳線を外したらどうか、というご意見だと思うが、他にご意見あるか。

橋本委員 眺望道路の高さ制限について、18メートルは初めて提示された数字か。

事務局 10、12メートルという提案に対して、今まで支障が無かったというご意見を踏まえて、新たに18メートルを提案している。

事務局 補足するが、県道白馬岳線は無電柱化工事を県事業で進めていただいている。現在は八方口の交差点までだが、八方地区まで長期要望をしている。無電柱化の部分は道路の部分、公共事業となる。まちづくりや景観は民地の部分が多いため、一緒になって考えていただきたい。

柏原委員 もう少し斜線制限による規制をかけた方が良いのではないかと。

事務局 道路軸にだけには付けている。

柏原委員 了解した。

須賀委員 横田委員からの気象変動に関する資料の補足説明。全国を見た場合と大北地域を予測した場合とは予測の精度が変わることがある。白馬村の低地、住宅地の積雪は減っても山の方は減らないという可能性もありうる予測もある。今後も情報提供をしていきたい。信州自然講座で気象変動に関する話もするので、参考にしていきたい。

丸山(勇) オリンピック道路の他、神城の学校口、農道1号線、北上線、国道を沿道扱いと認識している。中心市街地の国道、白馬岳線には3.3メートルの歩道が設置されている。私の頃には、道路後退はしなくて良いと運用していた。白馬町の方は厳しいのではと感じる。屋外広告物でも案内看板も自己用看板範囲内なら可能であるなど細かい規制が実はある。正規の歩道がある場所の道路後退はどうするのか。運用していくには、そういうところまで考えていかなければならない。

武田委員長 歩道がある場所の道路後退について、事務局で説明願いたい。

事務局 景観の切り口から見ると、道路からセットバックするというのはゆとりある配置、山岳景観の保全になる。車からの目線、歩く人からの目線の両方を考えていく必要があると考える。どう運用していくのか皆さんのご意見をいただき、県と協議しながら進めていきたい。

橋本委員 村として産業を誘致したい場所、優良な企業が来て欲しい場所とは、どこを想定しているのか。白馬村は限られている。景観が良いところに産業が来やすく自然発生的に企業が集まる。眺めが良いところを選んで企業は来る。駅からの

道路は非常に産業を誘致し易い側面を持っている。今までも私は外した方が良いという意見を申している。観光客が駅から山へ向かって歩いた時に飽きない、電柱が無くて店があって楽しいなと思う場所に企業が来る。村の考えをお聞きしたい。

倉田委員 事業を進展していく立場にあるわけだが、スキー場地域では今後リフトだけをつくるわけではない。未確定の状況でこうして欲しいと言うのは難しいが、余裕を持っていないと景観法などに対応できない。どのような表現が良いか分からないが、特区という言葉も世の中にはあったりする。いずれ建つであろうものに責任もあるので、表現など期待したい。

事務局 橋本委員の回答について、直近の議会でも村のどこを中心に産業誘致、賑やかかくしていくのか、という質問に、都市マスのアンケートや住民ワークショップの結果を踏まえて判断していきたいと村長が述べているので、今の立場では表現しづらい。しかし白馬岳線はアウトドアの主要産業の一角となってくる店舗が建ち出していることは事実であり、事実の積み上げでいくと白馬岳線はひとつのキーワードになるのでは、と思っている。倉田委員の特区という考え方については、以前より難しいという話をさせていただいている。送電線の件もそうだが、基準を少し緩めておき、個別の案件として審議会で審議するという手順になるかと考えている。

武田委員長 県と協議し、事務局でまとめていただいて、再度皆さんで協議するということがよろしいか。

②色彩に関する計画書表現について

事務局 資料2 色彩表示 をもとに説明

武田委員長 何かご意見あるか。

池田委員 板壁について、木の生地色などに対応した表現を一文入れていただきたい。

事務局 表現を検討したい。

丸山(勇)委員 資料1の色彩に「西エリア」が消えているので直すこと。西エリアには無彩色と表現されているが、その他のエリアではN系と表現されている。統一させて無彩色(N系)としたらいかがか。自然木を用いた場合について、自然木にステインする場合は、自由度を上げて良いのではないか。自然系素材の使用もあるのでいかがか。野村健一郎氏のE V講演会でビルの1/3は木を使えというルールがあった模様。現色彩計画にも書いてあるので残していただきたい。

事務局 無垢材なども出てきており、灰色に変わってきている箇所もある。うまく表現していきたい。

柏原委員 色彩を数字にしていくことは、審査をするにもやりやすいと思う。色紙計画の時もモデルプラン、サンプル、立面図に着色したものがあつた。そういう参考資料を付けないと数字だけだとイメージが沸かない。上高地や乗鞍、志賀高原や那須などの誘導的に合うのであれば、そのイラストなり写真を載せて誘導すべきではないか。アルペン地方のロッジやヒュッテは昔の農家のデザインからきている。1階に石垣を積みそこをテラスにして庇を3メートル出して雪を外に飛ばしても窓に雪が来ないようにしている。東西に雪を流す形になっている。理にかなっている。山田健一郎氏など一番詳しい方に伺うなど多くの人の意見を聞いてデザインの部分をもう少し参考資料を集めて、白馬村はこうな

- る、という方向に持っていくべきである。
- 武田委員長 分かりやすい計画にしていきたい。
- 事務局 資料 壁面の定義をもとに、真上から見た時の外周、水平投影の考えについて説明。
- 武田委員長 壁面の定義について意見はあるか。
- 丸山(勇)委員 資料の建物は特殊な建物である。後退距離を何のために取るのか。隣地後退については隣の敷地に雪が落ちないように、雪処理への対応。道路後退については除雪の邪魔にならないようにすることである。私は、壁の外面で良いと思う。デッキやベランダの場合は、先端が後退のラインとしないと除雪の重機の邪魔になる。
- 池田委員 柏原委員の意見の屋根の向き、切妻で南から入る建物がみそら野には多い。また、土地の形態にもよるが、幅 13 メートルの土地が多い。3メートル、3メートル後退し軒先を出すと、5メートルしか建てられなくなる。施主からしたら狭小地の建物、都会のような建物になってしまう。屋根の方向によると進入口の方に雪が落ちてしまう。雪国の設計に向かないことになる。丸山(勇)委員の意見の柱の芯、もしくはベランダでは後退するというルール付けをした方が土地の事情から望ましい。
- 橋本委員 丸山(勇)委員、池田委員と同様に、建築に制限がかかるのはいかがか。無理に建てるとうまくない建物になってしまう。最近、西側に建てる建物が多くなっており、また、複雑な屋根を好む施主も多くなってきている。真上から見るという考え方も分かるが、壁面で考えてもらう方がお客様に説明しやすくありがたい。分譲地の中で建物が出来た後、道路後退を飛び出し、デッキ、車庫を建てる事例があった。建築確認が不要な建築物に対する取締りをどのようにしていくのか。
- 尾上委員 五竜の開発で問題になっているのは、壁面後退が 1.8 メートル突き出てしまったこと。壁面後退についてテラスを含めることには賛成である。壁面の定義は運用するに必要である。デザイン化が進んでくると水平投影の考え方はだいたいの建物はほぼ網羅できると思う。建てる方から見てもこの資料は分かりやすい。今抱えている問題に対しては、資料に書かれているもので回避できる。
- 事務局 資料の赤い矢印で進めた方が良いというご意見が多いと見受ける。県と協議して最終調整していきたい。
- 武田委員長 五竜のように後で問題が発生する可能性があるので、雪の件も考慮して検討していきたい。
- 尾上委員 確認だが、壁面の定義は、道路後退、隣地後退両方に係ることか。
- 事務局 その通りである。
- 尾上委員 了解した。
4. その他
- 事務局 電柱の色指定、位置の指定について、現在の運用指針について説明 東側への設置についての表現など制定に向けた協議を県と行っていく。 次回は 12 月中旬を目途に開催したい。11 月末に改めて通知する。

- 尾上委員 隣地後退、道路後退の距離についての検討はいつやるのか。
- 事務局 概ね終了していると認識している。検討を重ねて現行の基準に沿ったものにしており、住民協定を重ね2段階の規制となっているこの案で固めたい。
- 尾上委員 道路後退はわかるが、隣地後退の1メートルは住民協定の3メートルとの差があるが理解が得られるのか。
- 事務局 現在のルールに沿っている。たしかに2メートルの差の解離はある。他の委員のご意見をお聞きしたい。
- 橋本委員 土地取引の時にお客様に説明をしていく中で、お客様もしっかり調べてくる。1メートルと3メートルの差に違和感があるかという点には、問題は全く無いと思う。
- 丸山(勇)委員 後退距離については、建築でいう壁面とした方が良い。但し書きでベランダやデッキについて表現するべきである。また、柏原委員の意見と同じだが、何か揃えたい。今までと何も変わらないような方向が残念である。あまり厳しくするというのは、という考えがあることもわかる。これから新しくするのであれば、何かワンポイント無いか、何かもうひとつないかな、と感じる。高さ18メートルをひとつ、あともう一種類揃えれば白馬村の景観に統一感が出てくるのではないか。これから都市マスを決めていく中で、時間を区切らなくても良いのではないか。
- 尾上委員 隣地後退が1メートルでも良いという意見が出た背景は、基本的に雪処理が出来れば良い、数字により雪処理が出来る、出来ないがかえって危険なのではないかと。今回隣地後退の定義がはっきりしたので前進したのではないかと感じている。しかし、外から来られた人を想定した場合、雪の降る量に実感ない中で除雪が出来ればよいと考える。過去の開発で雪捨て場が確保されなかった経緯がある。設計者は雪を運び出せばよいという考えがあり、建築主にも理解してもらえなかった。1メートルへの誤解が心配される。
- 武田委員長 協議はしてきたが、条件付きや但し書きなど検討していただき、場所や別荘地、敷地が狭い所など色々なケースに対処できるようなひとつの基準にしていかなければならない難しさもあるが検討していただきたい。
- 事務局 隣地後退を取る考え方は、あくまでも景観上の圧迫感を与えないことである。雪については、自身の敷地内で処理、隣地の理解をいただくことが本来の形であると考えている。

5. 閉会 矢口課長

以 上